

訪問看護サービス契約書

様(以下、「利用者(乙)」といいます)と株式会社 BeSIDE(以下、「事業所(甲)」といいます)は、事業者が利用者に提供する訪問看護サービスについて、その内容を確認し、次の通りに契約を行います。

第1条(サービスの目的)

事業者は、介護保険法、健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律その他の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅に於いて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう訪問看護サービス(以下「サービス」といいます)を提供します。

第2条(契約期間)

- この契約期間は、 年 月 日から利用者様の要介護・要支援認定の有効期間満了日までとします。
但し、上記契約期間満了日前に、利用者が要介護・要支援状態区分の認定を受け、要介護・要支援認定有効期間満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日までとします。
- 契約期間満了日の7日前までに利用者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、この契約と同一の内容で更新されるものとし、以降も同様とします。
- 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間満了日の翌日から更新後の要介護・要支援認定有効期間の満了日までとします。

第3条(運営規定の概要)

事業者の運営規定の概要(事業の目的、運営の方針、職員の体制、サービスの内容等)重要事項説明書に記載した通りです。

第4条(利用者の解除権)

利用者は、事業者に対し1週間以上の予告期間をもって口頭又は文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

第5条(事業者の解除権)

事業者は、次の事由に該当した場合、利用者に対し文書で通知することにより、契約を解除することができます。この場合、事業者は居宅サービス計画(ケアプラン)を作成した居宅介護支援事業者にその旨を連絡します。

- 利用者又はその家族、友人、知人が事業者やサービス従業者又はほかの利用者に対し、故意にハラスメント等の法令違反侮辱、暴行その他、背信行為を行った場合。
- 利用者又はその親族が、契約締結時に利用者の心身の状況、及び病歴などの重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことが判明した場合。
- 身元保証人またはその家族等が、利用者の本サービス利用に関する事業者の助言や相談の申入れ等を理由なく拒否し、或いは全く反応しない等、事業者による利用者への適切なサービス提供を著しく阻害する行為が認められる場合。
- 利用者、連帯保証人、またはその家族等と事業者の信頼関係が喪失した場合。

第6条(契約の終了)

次の何れかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 第10条の規定により事業者から解除の意思表示がなされたとき
- 第4条の規定により利用者から解除の意思表示がなされ且つ予告期間が満了したとき
- 第5条の規定により事業者から契約解除の意思表示がなされたとき
- 次のいずれかの理由により利用者にサービスが提供できなくなったとき
 - 利用者が介護保険施設や医療施設に入所又は入院した場合(一時的入所、入院は除く)
 - 利用者が要介護・要支援認定を受けられなかった場合
 - 利用者が死亡した場合

第7条(訪問看護計画書の作成)

- 事業者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び希望を踏まえて、訪問看護計画を作成し、訪問看護計画作成後も当該計画の実施状況の把握に努めます。
- 訪問看護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成します。
- 事業者は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定するサービスの目的に従い、訪問看護計画書の変更を行います。
 - 利用者の心身の状況、その置かれる環境等の変化により、当該訪問看護計画書を変更する必要がある場合
 - 利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合
- 前項の変更の際して、居宅サービス計画書の変更が必要となる場合は、速やかに利用者の居宅介護支援事業者に連絡するなど、必要な援助を行います。
- 事業者は、訪問看護計画書を作成し又は変更した際には、これを利用者及びその親族に対し説明し、その同意を得るものとします。

第8条(サービスの内容及び提供)

- 1 事業者は、訪問看護計画書に沿って、重要事項説明書に記載した内容のサービスを提供します。
- 2 事業者は、利用者のサービスの実施状況等に関する記録を整備し、サービス完結日から5年間は適切に保存します。
- 3 利用者及びその親族は、必要がある場合は、事業者に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることが出来ます。但し、この閲覧及び謄写は、事業者の業務に支障のない時間に行うこととします。
- 4 訪問看護計画書及び報告書の作成について、看護師との連携をとっての作成が必要となるため、当ステーション看護師が一度訪問致します。その後は、状態・環境の変化に応じその都度、または、おおむね3ヵ月に1回程度看護師が訪問致します。
- 5 理学療法士等の訪問につきましては、看護業務の一環であり、看護師の代わりに理学療法士等が訪問します。

第9条(利用者負担金)

- 1 サービスに対する利用者負担金は、重要事項説明書のサービス利用料及び別紙に記載するとおりです。なお、利用者負担金は関係法令に基づいて定められているため、契約期間中に関連法令が改定された場合、改定後に提供するサービスについては、改定後の金額を適用するものとします。
- 2 事業者は、利用者を担当する居宅介護支援事業者を通じ、利用者又は利用者の指定する親族に対して、1ヶ月前(対応が間に合わない場合は、遅くとも利用開始前)までに文書で通知することにより、利用料の単価の変更(増額又は減額)を申し入れることが出来ます。
- 3 事業者は、前項に定める料金の変更を行う場合には、新たな料金に基づく重要事項説明書を作成し、文書で合意書を取り交わします。

第10条(利用者負担額の滞納)

- 1 利用者が正当な理由なく、事業者に支払うべき利用者負担金を、6ヶ月以上滞納した場合、事業所は2週間の期間を定めて、契約を解除する旨の催告をすることが出来ます。
- 2 前項の催告をしたときは、事業者は居宅サービス計画書(ケアプラン)を作成した居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用について必要な協議を行うものとします。
- 3 事業者は、前項に定める協議を行い、かつ利用者が第1項に定める期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、この契約を文書により解除することが出来ます。

第11条(緊急時の対応)

事業者は、現にサービス提供を行っているときに利用者に容態の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに利用者の主治医に連絡を取るなど、必要な対応を講じます。

第12条(損害賠償)

- 1 事業者は、サービス提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者の親族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 前項において、事故により利用者に損害が発生した場合は、事業者は速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者に故意、過失がない場合はこの限りではありません。
- 3 前項の場合において、当該事故発生につき利用者に過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

第13条(居宅介護支援事業者との連携)

事業者は、利用者に対してサービスを提供するにあたり、利用者が依頼する居宅介護支援事業者又はその他保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第14条(秘密保持)

事業者は、業務上知り得た利用者及びその親族に関する秘密及び個人情報については、契約中及び契約終了後、第三者に漏らしません。但し、法令に基づく場合や利用者に係るサービス担当者会議、事業者間の連絡調整等での利用など、正当な理由がある場合には、利用者又は親族の個人情報を第三者に提供することが出来るものとします。

第15条(苦情対応)

- 1 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 2 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取扱いをすることはありません。

第16条(協議事項)

本契約の定めのない事項については、介護保険法及び民法その他の関係法令に従い、第1条の記載の目的のため、お互い信義に従い誠実に協議して決定いたします。

訪問看護サービス契約書(医療保険)

様(以下、「利用者(乙)」といいます)と株式会社 BeSIDE(以下、「事業所(甲)」といいます)は、事業者が利用者に提供する訪問看護サービスについて、その内容を確認し、次の通りに契約を行います。

第1条(サービスの目的)

事業者は、介護保険法、健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律その他の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅に於いて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう訪問看護サービス(以下「サービス」といいます)を提供します。

第2条(契約期間)

- 1 この契約期間は、契約締結の日から利用者の終了意思表示されるまでの期間までとします。但し、第6条に定める契約の終了行為があった場合は、その定める日までとする。
- 2 契約期間満了日の7日前までに利用者から、文章による契約終了の申し入れがない場合には、この契約は同一の内容で更新されるものとし、以降も同様とします。

第3条(運営規定の概要)

事業者の運営規定の概要(事業の目的、運営の方針、職員の体制、サービスの内容等)重要事項説明書に記載した通りです。

第4条(利用者の解除権)

利用者は、事業者に対し1週間以上の予告期間をもって口頭又は文書で通知することにより、この契約を解除することができます。

第5条(事業者の解除権)

事業者は、次の事由に該当した場合、利用者に対し文書で通知することにより、契約を解除することができます。

- 1 利用者又はその家族、友人、知人が事業者やサービス従業者又はほかの利用者に対し、故意にハラスメント等の法令違反侮辱、暴行その他、背信行為を行った場合。
- 2 利用者又はその親族が、契約締結時に利用者の心身の状況、及び病歴などの重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことが判明した場合。
- 3 身元保証人またはその家族等が、利用者の本サービス利用に関する事業者の助言や相談の申入れ等を理由なく拒否し、或いは全く反応しない等、事業者による利用者への適切なサービス提供を著しく阻害する行為が認められる場合。
- 4 利用者、連帯保証人、またはその家族等と事業者の信頼関係が喪失した場合。

第6条(契約の終了)

次の何れかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 1 第10条の規定により事業者から解除の意思表示がなされたとき
- 2 第4条の規定により利用者から解除の意思表示がなされ且つ予告期間が満了したとき
- 3 第5条の規定により事業者から契約解除の意思表示がなされたとき
- 4 次のいずれかの理由により利用者にサービスが提供できなくなったとき
 - (1)利用者が介護保険施設や医療施設に入所又は入院した場合(一時的入所、入院は除く)
 - (2)利用者が死亡した場合

第7条(訪問看護計画書の作成)

- 1 事業者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び希望を踏まえて、訪問看護計画を作成し、訪問看護計画作成後も当該計画の実施状況の把握に努めます。
- 2 訪問看護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成します。
- 3 事業者は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定するサービスの目的に従い、訪問看護計画書の変更を行います。
 - (1)利用者の心身の状況、その置かれる環境等の変化により、当該訪問看護計画書を変更する必要がある場合
 - (2)利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合
- 4 前項の変更の際して、居宅サービス計画書の変更が必要となる場合は、速やかに利用者の居宅介護支援事業者に連絡するなど、必要な援助を行います。
- 5 事業者は、訪問看護計画書を作成し又は変更した際には、これを利用者及びその親族に対し説明し、その同意を得るものとします。

第8条(サービスの内容及び提供)

- 1 事業者は、訪問看護計画書に沿って、重要事項説明書に記載した内容のサービスを提供します。
- 2 事業者は、利用者のサービスの実施状況等に関する記録を整備し、サービス完結日から5年間は適切に保存します。
- 3 利用者及びその親族は、必要がある場合は、事業者に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることが

出来ます。但し、この閲覧及び謄写は、事業者の業務に支障のない時間に行うこととします。

第9条(利用者負担金)

- 1 サービスに対する利用者負担金は、重要事項説明書のサービス利用料及び別紙に記載するとおりです。なお、利用者負担金は関係法令に基づいて定められているため、契約期間中に関連法令が改定された場合、改定後に提供するサービスについては、改定後の金額を適用するものとします。
- 2 事業者は、利用者を担当する居宅介護支援事業者を通じ、利用者又は利用者の指定する親族に対して、1ヶ月前(対応が間に合わない場合は、遅くとも利用開始前)までに文書で通知することにより、利用料の単価の変更(増額又は減額)を申し入れることが出来ます。
- 3 事業者は、前項に定める料金の変更を行う場合には、新たな料金に基づく重要事項説明書を作成し、文書で合意書を取り交わします。

第10条(利用者負担額の滞納)

- 1 利用者が正当な理由なく、事業者に支払うべき利用者負担金を、6ヶ月以上滞納した場合、事業所は2週間の期間を定めて、契約を解除する旨の催告をすることが出来ます。
- 2 前項の催告をしたときは、事業者は居宅サービス計画書(ケアプラン)を作成した居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用について必要な協議を行うものとします。
- 3 事業者は、前項に定める協議を行い、かつ利用者が第1項に定める期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、この契約を文書により解除することが出来ます。

第11条(緊急時の対応)

事業者は、現にサービス提供を行っているときに利用者に容態の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに利用者の主治医に連絡を取る等必要な対応を講じます。

第12条(損害賠償)

- 1 事業者は、サービス提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者の親族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 前項において、事故により利用者に損害が発生した場合は、事業者は速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者が故意、過失がない場合はこの限りではありません。
- 3 前項の場合において、当該事故発生につき利用者に過失がある場合は、損害賠償の額を減額することが出来ます。

第13条(居宅介護支援事業者との連携)

事業者は、利用者に対してサービスを提供するにあたり、利用者が依頼する居宅介護支援事業者又はその他保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第14条(秘密保持)

事業者は、業務上知り得た利用者及びその親族に関する秘密及び個人情報については、契約中及び契約終了後、第三者に漏らしません。但し、法令に基づく場合や利用者に係るサービス担当者会議、事業者間の連絡調整等での利用など、正当な理由がある場合には、利用者又は親族の個人情報を第三者に提供することが出来るものとします。

第15条(苦情対応)

- 1 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 2 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取扱いをすることはありません。

第16条(協議事項)

本契約の定めのない事項については、介護保険法及び民法その他の関係法令に従い、第1条の記載の目的のため、お互い信義に従い誠実に協議して決定いたします。

重要事項説明書

1 事業の目的

株式会社 BeSIDE が開設する「BeSIDE 訪問看護ステーション」が行う、訪問看護事業の適切な運営を確保するために、人員及び運営管理に関する事項を定め、主治医が訪問看護の必要と認めた要介護・要支援状態にある高齢者に対し、訪問看護事業を提供することを目的とします。

2 運営の方針

訪問看護ステーションの訪問看護従業者は、要介護・要支援認定者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において要介護・要支援状態の軽減又は悪化防止に資するように、療養上の目標を設定し支援します。事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の指定居宅介護支援事業所等と綿密な連絡を図り、総合的な保健・医療・福祉サービスの提供に努めるものとします。訪問看護ステーションは必要な時に必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業実施体制の整備に努めます。

3 訪問看護サービスを提供する事業所の概要

事業所名	株式会社 BeSIDE
代表者氏名	代表取締役 戸畑 和樹
本社所在地	東京都清瀬市元町1-19-12
連絡先	(電話)042-497-9379 (FAX)042-497-3139

4 利用者へのサービスを提供する事業所の概要

事業所名	BeSIDE 訪問看護ステーション
事業所番号	訪問看護・介護予防訪問看護 指定訪問看護ステーションコード
事業所所在地	東京都清瀬市元町1-19-12
連絡先	(電話)042-497-9379 (FAX)042-497-3139
管理者	谷口 宥里愛
通常の事業の実施地域	清瀬市 東久留米市 東村山市 所沢市 埼玉県新座市 その他の地域については相談の上で訪問

5 サービスの内容

- 1 訪問看護は利用者の居宅において、看護師その他省令で定めるものが療養上の世話又は療養の補助、機能訓練などを行うサービスです。
- 2 事業所は、主治医の指示に基づき次のサービスを提供します。

6 サービス内容区分

- 1 健康状態の観察(血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察)
- 2 日常生活の看護(清潔・排泄・食事など)
- 3 医療処置や医療機器の管理、点滴などの輸液管理(主治医の指示がある場合)
- 4 褥瘡予防・処置
- 5 機能訓練などのリハビリテーション
- 6 認知症ケア
- 7 小児の訪問看護とご家族への相談・支援
- 8 療養生活や介護方法の指導
- 9 ターミナルケア
- 10 介護予防
- 11 ご家族への支援と不安の相談
- 12 その他

7 事業所の営業日及び営業時間

営業日	月～日曜日
営業時間	9:00～18:00

8 事業所の職員体制

職種	職務内容	人員数		常勤	非常勤
管理者	職員及び業務の管理	1名	看護師と兼務	1名	0名
看護師	サービスの提供	4名		0名	4名
准看護師	サービスの提供	1名		1名	0名
理学療法士	サービスの提供	2名		1名	1名

- 9 サービス利用料(円)
別紙料金表を参照ください。
《利用者負担額の計算方法》※介護保険の場合
負担額=単位数×11.05(3級地単価)×10%または20%または30%(自己負担割合)

- 10 サービス利用のキャンセル
指定訪問看護サービスの利用のキャンセルについては、利用者が前日17時までに事業者
に通知した場合、利用料等を負担する必要がありません。

ご連絡をいただく時間	キャンセル料
当日、訪問までに連絡があった場合	1提供あたりの料金の10%を請求致します
当日、訪問までに連絡のない場合	1提供あたりの料金の100%を請求致します

※但し、利用者様の容態の急変などやむを得ない事情がある場合は不要です。

- 11 サービス利用料支払方法
自己負担金は、原則的にA自動口座引き落としにてお支払頂きますようお願い致します。
但し、やむを得ない事情がある場合につきましては、Bのお支払方法も受付いたします。
- A.自動口座引き落とし
- ・ご指定の金融機関の口座から月1回、翌月所定の振替日(土日祝日の場合は翌銀行営業日)に引き落としにさせていただきます。
 - ・口座引き落としの手続き完了までの期間及び介護保険上の事情により請求が遅れた場合や残高不足等の事情により口座振替が出来なかった場合の自己負担金については、Bの方法をお願いいたします。
- B.現金払い(翌月10日前後にご請求をさせていただきます。)

- 12 事故発生時の対応
事故防止には最善を尽くします。万が一、事故が発生した場合は以下の点に留意して対応させていただきます。
- ①事故が発生した場合、予めお知らせいただいている「緊急連絡先」へ速やかに連絡します。
また、必要に応じて地方公共団体など関係機関にも連絡します。
 - ②事故を調査した結果に基づいて、ご家族等にその発生状況やその後の対応について事実を十分に説明します。
 - ③事故後の対応にあたっては、ご利用者本人やご家族の気持ちを考え、誠意ある態度で対応します。
 - ④利用者の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、利用者に重大な過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除、または賠償額を減額されることがあります。

尚、事故発生後の再発防止については是正処置計画を立案し対策を講じます。

- 13 緊急時等の対応
事業者は、利用者に対するサービスの提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、適やかに主治医に連絡する等の措置を講じます。

- 14 虐待防止について
本事業所は、利用者様等の人權の擁護・虐待の防止等のために次に掲げるとおり、必要な処置に努めます。
- ①管理者を虐待防止に関する責任者として選定しています。
 - ②成年後見人制度の利用を支援しています。
 - ③苦情解決体制を整備しています。
 - ④従業員に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施しています。
 - ⑤市の介護相談員を受け入れます。
 - ⑥サービス提供中に当該事業者又は養護者(利用者の家族高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市町村に通報します。

- 15 連帯保証人について
連帯保証人は、乙と連帯して本契約に基づく一切の責めを負う。
乙は、甲から連帯保証人の追加または変更の指示を受けた場合に於いては、遅滞なく必要な手続きを取らなければならない。
甲、乙及び連帯保証人は、本契約から生ずる権利義務について、紛争を生じたときは、甲の住所を管轄する裁判所を第1審の裁判所とすることに合意する。

- 16 相談窓口、苦情対応
サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

事務所 BeSIDE 訪問看護ステーション	所在地	東京都清瀬市元町 1-19-12	
	電話番号	042-497-9379	
管理者 谷口 宥里愛	FAX 番号	042-497-3139	
	受付時間	9:00~18:00(月~金)	

当施設以外に、お住まいの市町村の相談苦情窓口、東京都国保連合会でも受け付けています。

東京都国民健康保険団体連合会	03-6238-0011	清瀬市介護保険課	042-497-2080
東村山市介護保険課	042-393-5111	新座市介護保険課	048-477-6892

BeSIDE 訪問看護ステーション 自己負担料金表【介護保険】

1.基本料金表(1回の訪問看護の利用料)

項目	単位	時間	1割(円)			2割(円)			3割(円)		
			8時~18時	夜間早朝:25% 18時~22時 6時~8時	深夜:50%増 22時~6時	8時~18時	夜間早朝:25% 18時~22時 6時~8時	深夜:50%増 22時~6時	8時~18時	夜間早朝:25% 18時~22時 6時~8時	深夜:50%増 22時~6時
予防訪問看護 I 1	303	20分未満	335	418	502	670	837	1,004	1,005	1,255	1,506
予防訪問看護 I 2	451	20分以上 30分未満	499	689	747	997	1,245	1,495	1,495	1,868	2,242
予防訪問看護 I 3	794	30分以上 60分未満	878	1,096	1,316	1,755	2,193	2,632	2,632	3,290	3,948
予防訪問看護 I 4	1090	60分以上 90分未満	1,205	1,505	1,806	2,409	3,011	3,613	3,614	4,516	5,420

※准看護師が訪問する場合×90/100

項目	単位	時間	1割(円)			2割(円)			3割(円)		
			8時~18時	夜間早朝:25% 18時~22時 6時~8時	深夜:50%増 22時~6時	8時~18時	夜間早朝:25% 18時~22時 6時~8時	深夜:50%増 22時~6時	8時~18時	夜間早朝:25% 18時~22時 6時~8時	深夜:50%増 22時~6時
訪問看護 I 1	314	20分未満	347	433	520	694	867	1,040	1,041	1,301	1,561
訪問看護 I 2	471	20分以上 30分未満	521	650	780	1,041	1,301	1,561	1,562	1,951	2,342
訪問看護 I 3	823	30分以上 60分未満	910	1,136	1,364	1,819	2,273	2,728	2,729	3,410	4,092
訪問看護 I 4	1128	60分以上 90分未満	1,247	1,621	1,869	2,493	3,243	3,739	3,740	4,674	5,608

※准看護師が訪問する場合×90/100

項目	単位	時間	内容	1割(円)	2割(円)	3割(円)
予防訪問看護 I 5	284	20分	PT・OT・STによるサービス提供	314	628	942
予防訪問看護 I 5	568	40分		627	1,255	1,882
訪問看護 I 5	294	20分		325	650	975
訪問看護 I 5	588	40分		649	1,299	1,949
訪問看護 I 5・2超	794	60分		877	1,754	2,632

※昨年度(4月から3月)の実績として理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている又は特定の加算をしていない場合1回につき-8単位
 ※利用を開始した日の属する月から起算して12カ月を超えた期間に介護予防訪問看護を行った場合1回につき-5単位(上記の減算【※-8単位】を算定している場合は-15単位)
 ※上記表の金額は、各金額をそれぞれ端数処理しています。そのため、実際の請求金額では一月分の利用合計単位数に端数処理を致しますので、誤差が出る場合がございます。

2. 加算料金表(状況・要望に応じて加算する利用料)

項目	単位	負担金額(円)			内容	同意
		1割	2割	3割		
初回加算(I)	350	387	774	1,161	新規に訪問看護を利用する場合や病院等からの退院日に初回の訪問看護を行った場合。過去2カ月当事業所を利用していない場合、要支援⇔要介護になった場合。	<input type="checkbox"/>
初回加算(II)	300	332	663	995	新規に訪問看護を利用する場合や病院等からの退院日翌日以降に初回の訪問看護を行った場合。過去2カ月当事業所を利用していない場合、要支援⇔要介護になった場合。	<input type="checkbox"/>
退院時共同指導加算	600	663	1,326	1,989	利用者やご家族に対して、退院(退所)にあたって、主治医やその他職員と連携し、療養上必要な指導を行い、内容を提供した場合。	<input type="checkbox"/>
長時間訪問看護加算	300	332	663	995	<A表>に該当する利用者に対し90分を超える場合に算定。※ケアプランに1時間30分の計画が入っている場合のみ。	<input type="checkbox"/>
(外)緊急時訪問看護加算(I)	600	663	1,326	1,989	利用者・ご家族に対する24時間連絡体制と計画外の緊急訪問も必要に応じて行う体制にある場合。緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われている場合。	<input type="checkbox"/>
(外)緊急時訪問看護加算(II)	574	635	1,269	1,903	利用者・ご家族に対する24時間連絡体制と計画外の緊急訪問も必要に応じて行う体制にある場合。	<input type="checkbox"/>
(外)特別管理加算(I)	500	553	1,105	1,658	利用者様が<表A①>に該当する場合。	<input type="checkbox"/>
(外)特別管理加算(II)	250	277	553	829	利用者様が<表A②>に該当する場合。	<input type="checkbox"/>
(外)ターミナルケア加算	2500	2,763	5,525	8,288	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施した場合。※要支援該当者は対象外	<input type="checkbox"/>
口腔連携強化加算	50	56	111	166	口腔の健康状態の評価を実施した場合において利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し当該評価の結果を情報提供した場合。	<input type="checkbox"/>
複数名訪問看護加算 I	254単位 402単位	30分未満 30分以上			2人の看護師などが同時に訪問看護を行う場合に算定	<input type="checkbox"/>
複数名訪問看護加算 II	201単位 317単位	30分未満 30分以上			看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合に算定	<input type="checkbox"/>

※(外)は支給限度基準管理の対象外です。
 ※急性増悪により主治医から特別訪問看護指示書が出された場合、その期間<A表>に該当する方は、最大4週、それ以外の方は最大2週間は医療保険の適用となります。

3. その他の費用(保険適用外の料金)

項目	料金	内容
キャンセル料	1提供当たりの料金の10%	当日、訪問までに連絡があった場合
	1提供当たりの料金の100%	当日、訪問までに連絡がなかった場合
エンゼルケア	30,000	訪問看護サービスの提供と連続して行われた在宅での死後の処置料

※前日17時までに利用キャンセルの連絡があった場合は、キャンセル料はかかりません。
 ※エンゼルケアで当事業所からの浴衣を使用した場、別途頂戴いたします。

<表A>厚生労働大臣が定める状態

①特別管理加算 I	<input type="checkbox"/> 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者 <input type="checkbox"/> 気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者
②特別管理加算 II	<input type="checkbox"/> 在宅自己腹腔灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己尿管指導管理、在宅人工呼吸器指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理 <input type="checkbox"/> 人工肛門又は人工膀胱の設置している状態にある者 <input type="checkbox"/> 真皮を越える褥瘡の状態にある者 <input type="checkbox"/> 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

BeSIDE 訪問看護ステーション 自己負担料金表【医療保険】

1. 基本料金表(1回の訪問看護の利用料)

単位(円)

療養費	訪問日数		基本療養費	管理療養費Ⅱ	合計金額	負担金額		
	月の日数	週の日数				1割	2割	3割
(Ⅰ)通常(Ⅱ)同一建物 居住者 同一日2人	1日目	看護師、理学療法士等	5,550	7,670	13,220	1,322	2,644	3,966
		准看護師	5,050		12,720	1,272	2,544	3,816
		週3日まで(看護師、理学療法士等) 週4日以降(理学療法士等)	5,550		8,050	805	1,610	2,415
	2日目～	週3日まで(准看護師)	5,050	2,500	7,550	755	1,510	2,265
		週4日以降(看護師) ※	6,550		9,050	905	1,810	2,715
		週4日以降(准看護師) ※	6,050		8,550	855	1,710	2,565
(Ⅱ)同一建物居住者 同一日3人以上	1日目	看護師、理学療法士等	2,780	7,670	10,450	1,045	2,090	3,135
		准看護師	2,530		10,200	1,020	2,040	3,060
	2日目～	週3日まで(看護師、理学療法士等) 週4日以降(理学療法士等)	2,780	2,500	5,280	528	1,056	1,584
		週3日まで(准看護師)	2,530		5,030	503	1,006	1,509
		週4日以降(看護師) ※	3,280		5,780	578	1,156	1,734
		週4日以降(准看護師) ※	3,030		5,530	553	1,106	1,659
(Ⅲ)外泊者	入院中1回 ※2		8,500	8,500	850	1,700	2,550	

※週は日曜日を起点とする為、前月から続く訪問の場合は、月の1回目であっても週4日以降を算定する場合があります。

※<表1><表2>の対象者は、入院中2回まで算定できます。

※医療保険における訪問看護は、原則1回1回(1回の訪問は90分まで)、週3日までとなります。ただし、病名等によっては、複数回訪問や90分以上の訪問、週4日以上訪問が可能です。

2. 加算料金表(状況・要望に応じて加算する利用料)

項目		金額	負担金額			同意		
			1割	2割	3割			
●基本療養費の加算								
難病等複数回訪問加算	<表1><表2>特指示 の対象者	2回/日	同一建物に1人又は2人	4,500/日	450	900	1,350	<input type="checkbox"/>
		3回以上/日	同一建物に3人以上	4,000/日	400	800	1,200	<input type="checkbox"/>
			同一建物に1人又は2人	8,000/日	800	1,600	2,400	<input type="checkbox"/>
			同一建物に3人以上	7,200/日	720	1,440	2,160	<input type="checkbox"/>
緊急訪問看護加算	利用者や家族等の緊急の求めに応じて 主治医の指示により訪問した場合	月14日目まで	2,650/日	265	530	795	<input type="checkbox"/>	
長時間訪問看護加算	<表2>対象者、特指示対象者に対して90分以上の看護を実施した場合	月15日以降	2,000/日	200	400	600	<input type="checkbox"/>	
複数回訪問看護加算	<表1><表2>、特指示他必要と判断 された場合	同一建物に1人又は2人	4,500/日	450	900	1,350	<input type="checkbox"/>	
乳幼児加算	6歳未満の利用者に対し訪問看護を 行った場合	<表3>の対象者	1,800/回	180	360	540	<input type="checkbox"/>	
		上記以外の場合	1,300/回	130	260	390	<input type="checkbox"/>	
夜間・早朝訪問看護加算	18:00～22:00、6:00～8:00	2,100/回	210	420	630	<input type="checkbox"/>		
深夜訪問看護加算	22:00～6:00	4,200/回	420	840	1,260	<input type="checkbox"/>		
●管理療養費の加算								
24時間対応体制加算	24時間連絡体制にあり、緊急時必要に応じて訪問を行う場合算定	6,800/月	680	1,360	2,040	<input type="checkbox"/>		
特別管理加算	<表2>①の対象者	重度	5,000/月	500	1,000	1,500	<input type="checkbox"/>	
		軽度	2,500/月	250	500	750	<input type="checkbox"/>	
退院時共同指導加算	入院・入所中に主治医等と在宅での 療養上、必要な指導を行った場合	<表1><表2>の対象者は 2回まで	8,000/回	800	1,600	2,400	<input type="checkbox"/>	
退院支援指導加算	<表1><表2>対象者、退院日の訪問看護が必要だと認められた場合	<表2>対象者はさらに算定	2,000	200	400	600	<input type="checkbox"/>	
在宅患者連携指導加算	医療関係職種間で文書などの情報を基に指導した場合		6,000/回	600	1,200	1,800	<input type="checkbox"/>	
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算	共同でカンファレンスを行い、利用者や家族等に対して指導を行った場合		3,000/回	300	600	900	<input type="checkbox"/>	
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	訪問看護管理療養費(月の初日の訪問)を算定する利用者一人につき月1回算定可能						<input type="checkbox"/>	
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)	上記を算定している利用者一人につき、<表4>の区分に従い所定額を算定						<input type="checkbox"/>	
訪問看護医療DX情報活用加算	オンライン資格確認により利用者の診療情報を取得し訪問看護の実施に 関する計画的な管理を行った場合	50/月	5	10	15	<input type="checkbox"/>		
●その他の療養費								
訪問看護情報提供療養費	市町村等のサービスと連携するための情報提供料	金額	1割	2割	3割			
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰ	在宅又は特別養護老人ホーム等で死亡した場合(看取り介護加算等算定無)	1,500/月	150	300	450	<input type="checkbox"/>		
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅱ	在宅又は特別養護老人ホーム等で死亡した場合(看取り介護加算等算定有)	25,000	2,500	5,000	7,500	<input type="checkbox"/>		
		10,000	1,000	2,000	3,000	<input type="checkbox"/>		

3. その他の費用(保険適用外の料金)

項目	料金	内容
営業時間外の訪問(緊急訪問以外)	1,000/回	医療保険適用の方で、営業時間外に看護師等が訪問する場合
超過時間利用料(長時間加算対象外の場合)	5,200/回	医療保険適用の方で、営業時間外に看護師等が訪問し、1回90分以上の介入した場合
エンゼルケア	30,000	訪問看護サービスの提供と連続して行われた在宅での死後の処置
交通費	通常200/回、その他状況に応じて	通常の訪問時ガソリン代として。また、緊急時の訪問において、公共交通機関などでの移動手段がなくタクシーなどを利用した際のタクシー代

※エンゼルケアで当事業所から浴衣を使用した場合、別途頂戴いたします。

■基準告示第2の1に規定する疾病等(別表7、8)(厚生労働省告示第82号)

第2 指定訪問看護に係る厚生労働大臣の定める疾病等の利用者等 1 週3日を超えて訪問看護を行う必要がある利用者であって次のいずれかに該当する者

<表1> (1)特掲診療料の施設基準等「別表第7」に掲げる疾病等の者

- ・末期の悪性腫瘍・多発性硬化症・重症筋無力症・スモン・筋萎縮性側索硬化症・脊髄小脳変性症・ハンチントン病・進行性筋ジストロフィー症
- ・パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺・大脳皮質基底核変性症)・パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限り)・多系統萎縮症(線条体黒質変性症・オリブ橋小脳萎縮症・シャイ・ドレーガー症候群)・プリオン病・亜急性硬化性脳炎・ライソゾーム病
- ・副腎白質ジストロフィー・脊髄性筋萎縮症・球脊髄性筋萎縮症・慢性炎症性脱髄性多発神経炎・後天性免疫不全症候群
- ・頭脳損傷又は、人工呼吸器を使用している状態の者

<表2> (2)特掲診療料の施設基準等「別表第8」に掲げる者

- ① 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者
- 気管カニューレ若しくは留置カテーテル(胃ろう、膀胱留置カテーテル等)を使用している状態にある者
- ② 在宅自己腹膜透析指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養指導管理、在宅成分栄養指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理
- 人工肛門を設置している状態、人工膀胱を設置している状態にある者
- 真皮を越える褥瘡の状態の者 (DESIGN-R®分類 d2以上、または深さ不明だが真皮を越えると判断される場合など)
- 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

<表3>乳幼児加算に係る厚生労働大臣が定める者

超重症児又は準超重症児、特掲診療料の施設基準等別表7に該当する疾病等の小児、特掲診療料の施設基準等別表8に該当する小児

<表4>訪問看護ベースアップ評価料

当該基準に係る区分に従い、月1回に限り、それぞれ所定額を算定する。

BeSIDE 訪問看護ステーション 自己負担料金表【精神科 医療保険】

1. 基本料金表(30分以上の場合1回の訪問看護の利用料)

療養費 区分	月の日数	訪問日数 週の日数	基本療養費	管理療養費Ⅱ	合計金額	負担金額		
						1割	2割	3割
(Ⅰ)通常(Ⅱ)同一建物 居住者 同一日2人	1日目	看護師、作業療法士	5,550	7,670	13,220	1,322	2,644	3,966
		准看護師	5,050					
		週3日まで(看護師、作業療法士)	5,550					
	2日目	週4日以降(看護師、作業療法士)	6,550	2,500	9,050	905	1,810	2,715
		週3日まで(准看護師)※	5,050					
		週4日以降(准看護師)※	6,050					
(Ⅱ)同一建物居住者 同一日3人以上	1日目	看護師、作業療法士	2,780	7,440	10,220	1,022	2,044	3,066
		准看護師	2,530					
		週3日まで(看護師、作業療法士)	2,780					
	2日目	週4日以降(看護師、作業療法士)	3,230	2,500	5,780	578	1,156	1,734
		週3日まで(准看護師)※	2,530					
		週4日以降(准看護師)※	3,030					
(Ⅲ)外泊者		入院中1回 ※2	8,500		8,500	850	1,700	2,550

2. 基本料金表(30分未満の場合1回の訪問看護の利用料)

療養費 区分	月の日数	訪問日数 週の日数	基本療養費	管理療養費Ⅱ	合計金額	負担金額		
						1割	2割	3割
(Ⅰ)通常(Ⅱ)同一建物 居住者 同一日2人	1日目	看護師、作業療法士	4,250	7,670	11,920	1,192	2,384	3,576
		准看護師	3,870					
		週3日まで(看護師、作業療法士)	4,250					
	2日目	週4日以降(看護師、作業療法士)	5,100	2,500	7,600	760	1,520	2,280
		週3日まで(准看護師)※	3,870					
		週4日以降(准看護師)※	4,720					
(Ⅱ)同一建物居住者 同一日3人以上	1日目	看護師、作業療法士	2,130	7,670	9,800	980	1,960	2,940
		准看護師	1,940					
		週3日まで(看護師、作業療法士)	2,130					
	2日目	週4日以降(看護師、作業療法士)	2,550	2,500	5,050	505	1,010	1,515
		週3日まで(准看護師)※	1,940					
		週4日以降(准看護師)※	2,360					
(Ⅲ)外泊者		入院中1回 ※2	8,500		8,500	850	1,700	2,550

※週は日曜日を起点とする。前月から続く訪問の場合は、月の1回目であっても週4日目以降を算定する場合があります。

※<表1><表2>の対象者は、入院中2回まで算定できます。

※精神訪問看護は、原則1回1回(1回の訪問は90分まで)、週3日までとなります。ただし、病名等によっては、複数回訪問や90分以上の訪問、週4日以上以上の訪問が可能です。

3. 加算料金表(状況・要望に応じて加算する利用料)

項目	金額	負担金額			同意			
		1割	2割	3割				
●基本療養費の加算								
難病等複数回訪問加算	<表1><表2>特指示 の対象者	2回/日	同一建物に1人又は2人	4,500/日	450	900	1,350	<input type="checkbox"/>
		3回以上/ 日	同一建物に3人以上	4,000/日	400	800	1,200	<input type="checkbox"/>
			同一建物に1人又は2人	8,000/日	800	1,600	2,400	<input type="checkbox"/>
緊急訪問看護加算	利用者や家族等の緊急の求めに応じて 主治医の指示により訪問した場合	月14日目まで		2,650/日	265	530	795	<input type="checkbox"/>
		月15日目以降		2,000/日	200	400	600	<input type="checkbox"/>
複数名訪問看護加算	医師が必要性を認め、 指示書に記載がある場合	1回/日	同一建物に1人又は2人	4,500/日	450	900	1,350	<input type="checkbox"/>
			同一建物に3人以上	4,000/日	400	800	1,200	<input type="checkbox"/>
		2回/日	同一建物に1人又は2人	9,000/日	900	1,800	2,700	<input type="checkbox"/>
			同一建物に3人以上	8,100/日	810	1,620	2,430	<input type="checkbox"/>
			同一建物に1人又は2人	14,500/日	1,450	2,900	4,350	<input type="checkbox"/>
3回以上/日	同一建物に3人以上	13,500/日	1,350	2,700	4,050	<input type="checkbox"/>		
夜間・早朝訪問看護加算	18:00~22:00、6:00~8:00	2,100/回	210	420	630	<input type="checkbox"/>		
深夜訪問看護加算	22:00~6:00	4,200/回	420	840	1,260	<input type="checkbox"/>		
●管理療養費の加算								
24時間対応体制加算	24時間連絡体制にあり、緊急時必要に応じて訪問を行う場合算定	6,400/月	640	1,280	1,920	<input type="checkbox"/>		
特別管理加算	<表2>①の対象者	重度	5,000/月	500	1,000	1,500	<input type="checkbox"/>	
	<表2>②の対象者	軽度	2,500/月	250	500	750	<input type="checkbox"/>	
退院時共同指導加算	入院・入所中に主治医等と在宅での 療養上、必要な指導を行った場合	<表1><表2>の対象者は 2回まで	8,000/回	800	1,600	2,400	<input type="checkbox"/>	
退院支援指導加算	<表1><表2>対象者、退院日の訪問看護が必要だと認められた場合	<表2>対象者はさらに算定	2,000	200	400	600	<input type="checkbox"/>	
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	訪問看護管理療養費(月の初日の訪問)を算定する利用者一人につき月1回算定可能						<input type="checkbox"/>	
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)	上記を算定している利用者一人につき、<表4>の区分に従い所定額を算定						<input type="checkbox"/>	
訪問看護医療DX情報活用加算	オンライン資格確認により利用者の診療情報を取得し訪問看護の実施に 関する計画的な管理を行った場合	50/月	5	10	15	<input type="checkbox"/>		
●その他の療養費								
訪問看護情報提供療養費	市町村等のサービスと連携するための情報提供料	1,500/月	150	300	450	<input type="checkbox"/>		
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰ	在宅又は特別養護老人ホーム等で死亡した場合(看取り介護加算等算定無)	25,000	2,500	5,000	7,500	<input type="checkbox"/>		
訪問看護ターミナルケア療養費Ⅱ	在宅又は特別養護老人ホーム等で死亡した場合(看取り介護加算等算定有)	10,000	1,000	2,000	3,000	<input type="checkbox"/>		

4. その他の費用(保険適用外の料金)

項目	料金	内容
営業時間外の訪問(緊急訪問以外)	1,000/回	医療保険適用の方で、営業時間外に看護師等が訪問する場合
超過時間利用料(長時間加算対象者の場合)	5,200/回	医療保険適用の方で、営業時間外に看護師等が訪問し、1回90分以上の介入した場合
エンゼルケア	30,000	訪問看護サービスの提供と連続して行われた在宅での死後の処置
交通費	通常200/回、その他状況に応じて	通常の訪問時ガソリン代として。また、緊急時の訪問において、公共交通機関などの移動手段がなくタクシーなどを利用した際のタクシー代

※エンゼルケアで当事業所から浴衣を使用した場合、別途頂戴いたします。

■基準告示第2の1に規定する疾病等(別表7、8)(厚生労働省告示第82号)

第2 指定訪問看護に係る厚生労働大臣の定める疾病等の利用者等 ・1 週3日を超えて訪問看護を行う必要がある利用者であって次のいずれかに該当する者

<表1> (1)特掲診療料の施設基準等「別表第7」に掲げる疾病等の者

- ・末期の悪性腫瘍・多発性硬化症・重症筋無力症・スモン・筋萎縮性側索硬化症・脊髄小脳変性症・ハンチントン病・進行性筋ジストロフィー症
- ・パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺・大脳皮質基底核変性症)・パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限り)・多系統萎縮症(線条体黒質変性症・オリブ橋小脳萎縮症・シャイ・ドレーガー症候群)・プリオン病・重篤性硬化性脳炎・ライソゾーム病
- ・副腎白質ジストロフィー・脊髄性筋萎縮症・球脊髄性筋萎縮症・慢性炎症性脱髄性多発神経炎・後天性免疫不全症候群
- ・頭顔損傷又は、人工呼吸器を使用している状態の者

<表2> (2)特掲診療料の施設基準等「別表第8」に掲げる者

- ① 在宅麻酔等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理を受けている状態にある者
- 気管カニューレ若しくは留置カテーテル(胃ろう、膀胱留置カテーテル等)を使用している状態にある者
- ② 在宅自己腹膜透析指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養療法指導管理、在宅成分栄養管理栄養療法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸器指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理
- 人工肛門を設置している状態、人工膀胱を設置している状態にある者
- 真皮を越える褥瘡の状態の者 (DESIGN-R分類 d2以上、または深さ不明だが真皮を越えると判断される場合など)
- 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

<表4>訪問看護ベースアップ評価料

当該基準に係る区分に従い、月1回に限り、それぞれ所定額を算定する。

個人情報の取扱に関するご案内（訪問看護サービス事業）

株式会社 BeSIDE

弊社は、下記の【個人情報保護に関する基本方針】に基づき、取得したご利用者様及びご家族様の個人情報を適切に保護・管理いたします。また、《皆様の個人情報の利用目的》に掲げる事項以外の目的においては利用いたしません。

【個人情報保護に関する基本方針】

1.基本方針

当事業所は、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」）および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（厚生労働省策定。以下、「ガイドライン」）を遵守し、良質な訪問看護サービス等を提供するために、皆様の個人情報を適切かつ万全の体制で取り扱います。

2.具体的な取り組み

当事業所は、皆様の個人情報を適切に取り扱うために、次の事項を実施します。

(1)個人情報保護法およびガイドラインをはじめ、関連する法令を遵守します。

個人情報の取扱いに関するルール(個人情報保護規程)を策定し、個人情報保護管理者を定めるとともに従業員全員で厳守します。

(2)個人情報の適切な保管のために安全管理措置を講じ、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。

(3)個人情報を適切に取り扱っていることを定期的に確認し、問題が認められた場合には、これを改善します。

(4)個人情報の取得にあたっては、あらかじめ利用目的を明示し、その目的以外には使用しません。ただし、本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。

(5)業務を委託する場合は、委託先に対し、当事業所の基本方針を十分理解の上で取り扱うよう求めるとともに、必要な監督・改善措置に努めます。

(6)個人情報の取扱いに関する相談体制を整備し、適切かつ迅速に対応します。

3.相談体制

当事業所は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。

個人情報の利用目的に同意しがたい場合

個人情報の開示、訂正、利用停止など(法令により応じられない場合を除く)

個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合

その他、個人情報の取扱いについてご質問やご不明な点がある場合

4.個人情報の利用目的

(1)当該事業所が訪問看護サービスの利用者等に提供する訪問看護サービス

(2)居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、及び介護支援専門員との連絡調整等において必要な情報提供。

(3)在宅療養をサポートする病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護事業所、行政機関、その他の関係者と連携を図るため、医療従事者や介護従事者その他の関係者に共有が必要となる場合の情報提供。

(4)利用者が自らの意思によって、有料老人ホーム等の施設や高齢者住宅に、入居・入所されることに伴って必要となる情報提供。

(5)居宅サービスに付随する医療機関および行政機関への届出や申請などにおいて、利用者の代わりに手続きを行う場合の情報提供。

(6)居宅サービスに対して行う、保険者への訪問看護療養費明細書の提出時の情報提供。

(7)保険請求事務、経理事務、法人の管理運営業務に伴う審査支払機関や士業者等への情報提供

(8)損害賠償保険などにかかわる保険会社への情報提供。

(9)事故や緊急事態に伴う利用者の生命保護を目的とした情報提供。

(10)法令に定められた場合、司法機関に求められた場合の情報提供。

(11)家族等への心身の状況説明

上記以外の利用目的

1.当該事業者の内部で利用に係る事例

医療関係事業者の管理運営業務のうち、訪問看護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料、訪問看護において行われる学生の実習への協力。

※利用者における同意は別欄において、日付の記入及び、署名又は記名押印をいただきます。

《個人情報保護担当者》 訪問看護ステーション管理者 谷口 有里愛

《苦情対応担当者》 訪問看護ステーション管理者 谷口 有里愛

2025年9月1日
BeSIDE 訪問看護ステーション

訪問看護サービス契約書

以下、該当する項目に☑を入れてください。

私は【重要事項説明書】の内容の説明を受けてその内容を理解しました。

私は【個人情報使用同意書】の内容に

同意します 一部同意します 同意しません(非同意の部分: _____)

以上の確認、同意、契約締結の証として、この証書2通を作成し、両者記名押印の上、各自1通を保有します。

利用者は、下記の連帯保証人をこの訪問看護サービス契約書に基づき、自己の代理人として選任し、上記の通り契約を締結します。

<日付> 西暦 _____ 年 _____ 月 _____ 日

【御利用者】

私は、重要事項説明書、契約書の内容について説明を受け同意致しました。

契約書で確認する訪問看護サービス利用の契約をいたします。

住所：〒 _____

氏名： _____ 印

電話： _____

【御家族(連帯保証人)】

私は、契約書の内容について説明を受け同意致しました。

住所：〒 _____

氏名： _____ 印

電話： _____

利用者は、身体の状態等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認の上、身元保証人である私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

事業者

居宅サービス事業者として申し込みを受諾し、契約書に定める訪問看護サービスを誠実に責任を持って行ないます。

名 称：株式会社 BeSIDE

事業所名 BeSIDE 訪問看護ステーション

代表者：代表取締役 戸畑 和樹 印

所在地：〒204-0021

東京都清瀬市元町1丁目19-12

電 話：042-497-9379

F A X：042-467-3139

契約有効期間: _____ 年 _____ 月 _____ 日～ _____ 年 _____ 月 _____ 日